

国立大学法人東京農工大学職務発明規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 届出及び帰属の決定(第4条―第8条)</p> <p>第3章 補償(第9条―第11条)</p> <p>第4章 異議申立て審査委員会(第12条―第15条)</p> <p>第5章 雑則(第16条―第19条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ イ、ロ、又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 届出及び帰属の決定(第4条―第8条)</p> <p>第3章 補償(第9条―第11条)</p> <p>第4章 異議申立て審査委員会(第12条―第15条)</p> <p>第5章 雑則(第16条―第19条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ イ、ロ、又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p>	

(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)	
-------------	-------------	--

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。